

# 会員に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第42条第3項の規定に基づき、公益財団法人高知県消防協会（以下「この法人」という。）の会員に関し必要な事項を定めるものとする。

## (正会員)

第2条 次の各号に該当する者を、正会員とする。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）（以下「法」という。）第9条の規定に基づき高知県内の各市町村に設置され、同法第11条の規定に基づき配置された消防職員
- (2) 法第9条の規定に基づき高知県内の各市町村に設置され、同法第19条の規定に基づき配置された消防団員

## (特別会員)

第3条 前条に規定する以外の法人、団体及び個人で、この法人の目的、事業に賛同する者は、理事会の承認を得て特別会員となることができる。

ただし、新公益法人移行時において、移行前における旧寄付行為第5条第2号から第4号までの特別会員、賛助会員及び名誉会員は、新公益法人移行後も理事会の承認を得ることなく特別会員となれるものとする。

- 2 特別会員になろうとする者は、様式1の申込書により、その属性及び入会理由等を記載して、事務局に提出するものとする。
- 3 特別会員になった者へは、様式2の委嘱状を交付する。
- 4 特別会員はいつでも様式3の退会届をこの法人に提出することにより、退会することができる。

## (除名)

第4条 正会員及び特別会員（以下「会員」という。）が、違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、会員として相応しくないと認められたときには、理事会の議決により除名することができる。

- 2 前項の場合に、除名が審議される理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

## 附則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

様式1（第3条第2項関係）

公益財団法人 高知県消防協会 会員入会申込書

私は、公益財団法人 高知県消防協会 特別会員として入会したいので申し込みをいたします。

平成 年 月 日

公益財団法人 高知県消防協会  
会長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所

氏 名

印

委 嘱 状

(氏 名)
(委嘱事項)  公益財団法人 高知県消防協会 特別会員を委嘱する
平成 年 月 日  公益財団法人 高知県消防協会 会 長 ○ ○ ○ ○

様式3（第3条第4項関係）

公益財団法人 高知県消防協会会員退会届

私は、この度一身上の都合により平成 年 月 日付けをもって公益財団法人 高知県消防協会 特別会員を退会したいのでお届します。

平成 年 月 日

公益財団法人 高知県消防協会  
会 長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所

氏 名

印